

**港湾手続関係業務（輸出入及び港湾・空港手続関係業務）に係る業務・システムの最適化計画（案）
に寄せられた主な意見とそれに対する考え方**

主な意見	意見に対する考え方
<ul style="list-style-type: none"> ・ 2005年11月のFAL条約の締結により、港湾諸手続の申請書類・項目数の削減・廃止が実現されるとともに、入港前統一様式による申請書類の画一化が図られるなど、輸出入及び港湾諸手続の簡素化は一步前進したことは評価できるが、申請自体の見直しが行われたのは夜間入港許可申請の廃止のみで、本格的なBPR（Business Process Reengineering）が実施されたとまでは言い難く、今後貴省はもとより関係府省間で更なるBPRが実施されるよう検討をお願いしたい。 ・ 各港湾管理者（自治体）が実施している個別の港湾手続に関する業務・システムについても、シームレスなワンストップサービス実施のために最適化計画と併せて見直しが進むよう指導監督をお願いしたい。 ・ 2005年のFAL条約締結および入港前統一様式について、現在のシングルウィンドウでは対応が図られていないことから、これらのシングルウィンドウ対応が早急に可能となるようにするとともに、最適化計画（案）で掲げた申請者間の情報共有化、情報の反復利用および関係府省システムとの連携強化などの事項をできる限り早急に実施願いたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 頂いたコメントを十分に考慮させていただき、今後の検討の材料と致します。 ・ 頂いたコメントを十分に考慮させていただき、今後の検討の材料と致します。 ・ FAL条約関連手続及び入港前統一様式に含まれた手続については、2005年11月より、港湾EDI、NACCSの双方から申請可能となっており、シングルウィンドウ化及びワンストップサービス化は既に対応済みですが、頂いたコメントを踏まえ、さらなる利便性の向上に努めます。